

VI 参考 関係条文

統計法（平成19年法律第53号）の抜粋 （報告義務）

- 第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
 - 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（命令への委任）

第18条 この法律で定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

（守秘義務）

- 第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
- 一 第39条第1項第1号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
（途中略）
 - 五 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報（途中略）の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

毎月勤労統計調査規則（昭和32年労働省令第15号）の抜粋 （調査の対象）

- 第7条 全国調査は、第6条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、常用労働者を常時5人以上雇用するものであつて、厚生労働大臣が事業主に対する通知により指定するもの（第15条において「全国調査事業所」という。）について行う。
- 2 前項の指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（第16条第1項及び第17条の2第1項において「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（第12条、第16条第2項及び第17条の2第2項において「全国調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。
 - 3 地方調査は、各都道府県ごとに第6条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、常用労働者を常時5人以上雇用するものであつて、厚生労働大臣が事業主に対する通知により指定するもの（第15条において「地方調査事業所」という。）について行う。
 - 4 前項の指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（第16条第1項及び第17条の2第1項において「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（第12条、第16条第2項及び第17条の2第2項において「地方調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。

（調査事業所の変更又は廃止）

第15条 調査の対象となる事業所の名称若しくは所在地について変更があつたとき、又は事業を廃止したときは、全国調査事業所又は地方調査事業所の事業主は、直ちに、その旨を当該事業所を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

（報告義務）

- 第16条 全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第8条第1項各号に掲げる事項を当該事業主に配布される調査票を用いて報告しなければならない。
- 2 全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、第8条第1項各号に掲げる事項を毎月勤労統計調査員の質問に対して報告しなければならない。

（調査票の提出）

- 第17条 前条第1項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の10日までに、当該事業所を管轄する都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。
- 2 毎月勤労統計調査員は、前条第2項の規定により報告を受けた事項について調査票を作成し、調査月の翌月の10日までに当該事業所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による提出）

- 第17条の2 全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第16条第1項の規定による報告に代えて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。
- 2 前項の規定は、全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）が行う第16条第2項の規定による報告について準用する。
 - 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により報告する場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。